

# ISHIDA まちづくり ニュース

第20号(平成18年2月) (株)石田技術コンサルティング

## 平成18年度まちづくり施策について

～国土交通省平成18年度予算概要とまちづくり施策について～

第17号(平成17年11月号)で「国土交通省都市・地域整備局関係予算概要請求資料」の概要をご紹介しましたが、今回は決定された予算概要を確認するとともに、少し具体的にになったまちづくり関連施策について紹介します。

### 平成18年度 国土交通省都市・地域整備局関係予算概要のポイント

概算請求時点(ニュース17号参照)と変っている箇所をゴシック体にしてあります。

#### ■重点事項

##### (1)中心市街地活性化の推進

暮らし・にぎわい再生事業の創出

**中心市街地におけるまち再生出資業務・参加業務等の拡充**

まちづくり交付金の拡充

都市再生区画整理事業の拡充

##### (2)安全・安心で暮らしやすい社会の実現

###### 1)災害に強いまちづくりの推進

防災公園の整備及び防災機能強化の推進

密集市街地における都市防災の推進

下水道地震対策緊急整備事業(仮称)の創設

宅地耐震化推進事業(仮称)の創設

下水道総合浸水対策緊急事業の創設(仮称)の創設

~~—特殊地下壕対策事業の拡充— (削除)~~

###### 2)人にやさしい、安全で円滑な都市内交通体系の推進

踏切対策のスピードアップ

都市圏スムーズアップ戦略の策定・実施

###### 3)潤いのある水環境の実現

○閉鎖性水域等における下水道高度処理の推進

###### 4)エネルギーの有効活用による省CO<sub>2</sub>型年の構築

**エコまちネットワーク整備事業の創設**

**新世代下水道支援事業制度の拡充**

##### (3)活力ある地域の実現

1)地域の資源や創意工夫を活かした自立的支援の確保

2)大都市圏の整備の推進

## ■ 国庫補助負担金の見直し(三位一体の改革にもとづく国庫補助金改革の実施)

- 下水道
  - ・ 広域的な水質保全等の事業効果の大きい事業に重点化することにより抑制。
  - ・ 汚水処理施設整備交付金【地域再生基盤強化交付金】を拡充。
- 都市公園
  - ・ 防災上の必要性があるもの等を除き、都市公園に係る補助事業を抑制。
  - ・ 都市公園整備事業(市町村)の単年度国費の下限を引上げ。(1,000万円→1,500万円)
- 市街地整備
  - ・ 都市再生推進事業費補助のうち次世代都市整備事業を廃止。
  - ・ まちづくり交付金を拡充。(1,930億円→2,380億円)
- 街路
  - ・ 計画策定や評価などのソフト面の検討経費を計上可能とする地方道路整備臨時交付金の運用改善。
  - ・ 住宅宅地供給を促進する必要がある地域における街路事業の採択基準の引上げ。(5億円→7.5億円)

### 『暮らし・にぎわい再生事業』の内容

#### ■ 事業概要

中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方にに基づき、意欲のある地区を選定し、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業を創設。

#### (1) 事業実施主体

- ・ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会、民間事業者 等 (民間事業者は間接補助)

#### (2) 対象地域(・ の両方を満たす必要あり)

「認定基本計画」(改正中心市街地活性化基本計画に基づき認定される基本計画)区域内に定められる『暮らし・にぎわい再生事業計画』策定区域内

事業対象区域面積 1,000㎡以上(対象敷地には、接する道路の中心線まで含む)

複数の事業実施の場合は、500㎡以上

#### (3) 対象施設(すべてを満たす)

認定基本計画に位置づけられた都市機能を導入する施設(公益施設を含むもの)

地階を除く階数が原則として3階以上

耐火建築物又は準耐火建築物

#### (4) 事業内容

コア事業(都市機能まちなか立地支援、空きビル再生支援)

- ・ 調査設計計画費、土地整地費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、共同施設整備費、付帯事務費(補助率 1/3) 改修工事費(利子相当額を補助)

付帯事業(賑わい空間施設整備、計画コーディネート支援)

- ・ 暮らし・にぎわい再生事業計画に位置づけられた公開空地・駐車場など(補助率 1/3)
- ・ 「暮らし・にぎわい再生事業計画」作成費、暮らし・にぎわい再生事業計画に位置づけられたコーディネート業務(補助率 1/3)

地域の再生・活性化を目的としたまちづくり事業を実施する場合、上記の「暮らし・にぎわい再生事業」のほか、まちづくり交付金、中心市街地活性化関連事業など多くの事業手法を地区特性に応じで活用していく必要があります。(一つの整備内容に対して複数の事業が活用できる環境にある)

まちづくりの目標とそれを達成する事業内容を整理した中で、効果的な事業スキームを検討・設定することが益々大切になります。

お問い合わせ・ご意見は、

**㈲石田技術コンサルタンツ まちづくり担当**

TEL ; 0568-73-1085

FAX ; 0568-73-1091

e-mail ; hasegawa\_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、

「頼れる！まちづくりのパートナー」としての

『コミュニティ・コンサルタント』

を目指しています。

